

鹿児島県と株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス
との鹿児島県産品の海外への販路拡大等に関する連携協定書

鹿児島県（以下「甲」という。）と株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス（以下「乙」という。）は、鹿児島県産品の海外への販路拡大や販売促進を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携して、それぞれの資源を有効活用した活動を推進することにより、乙の海外店舗における2030年期鹿児島県産品輸出額100億円の実現を目指して、鹿児島県産品の海外への販路拡大及び販売促進を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携して実施に向け取り組むものとする。

- （1）鹿児島県産品の海外への販路拡大に関すること
- （2）フェアを通じた「KAGOSHIMA」の認知度向上に関すること
- （3）鹿児島県内港湾等からの輸出促進に関すること
- （4）その他、鹿児島県の地域振興に資すること

2. 甲及び乙は前項各号に掲げる連携事項を効果的に実施するため、連絡、調整並びに情報交換を適宜行うものとし、必要に応じて会議を開催するものとする。また、実施する場合は、別途書面にて必要な契約を締結する。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更等を行うものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間が満了する1ヵ月前までに甲及び乙いずれからも書面による特段の申し出がないときは、期間満了の日から1年間、本協定を更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は連携事項の実施に向けた取り組み当たり、知り得た機密情報及び関係者の個人情報を、相手方の了承を得ずに第三者へ開示、又は漏えいしてはならず、かつ、第1条に規定する目的以外に使用しないこととする。
2. 甲及び乙は、本協定が第4条に規定する有効期限の到来により効力を失った後も、前項による機密保持の義務を負う。

（疑義等の決定）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

（反社会的勢力の排除）

第7条 甲及び乙のいずれかが次の各号の一つに該当することが判明したときは、他契約当事者は何ら催告通知なしに、本協定を解除することができる。

- ① 暴力団、暴力団員、準構成員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力であることが判明したとき。
- ② 自ら、又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為、その他の違法行為を行ったとき。

2. 甲及び乙は、いずれかの当事者（以下本項において「解除者」という。）が前項の規定により甲乙間の本協定を解除した場合には、相手方に損害が生じても解除者は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、またかかる解除により解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償する。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、各自1通を保有するものとする。

令和2年10月12日

甲：鹿児島県鴨池新町10番1号
鹿児島県
知事 塩田 康一

乙：東京都目黒区青葉台2丁目19番10号
株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス
代表取締役社長CEO 吉田 直樹